

(平成21年1月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年9月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の国民年金保険料が還付されているとの回答をもらったが、還付の申請をしていないし、還付金を受け取ってもおらず、納付できない。

昭和51年12月7日に郵便局で49年7月から51年3月までの保険料2万1,900円を納付した。そのときの納付書・領収証書を所持している。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された郵便局の領収印のある過年度保険料の納付書・領収証書から、申立人が昭和51年12月7日に、49年7月から51年3月までの国民年金保険料を納付したことが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料は、昭和51年12月7日の時点では、時効により納付することができず、特例納付の実施期間中でもないため、過誤納として取り扱われるべきものであるが、申立人の国民年金被保険者台帳の摘要欄には、申立期間の国民年金保険料が過年度納付された後、当該保険料を受領したことが誤りであった旨の記載があるものの、同台帳には、還付期間、還付金額、還付決定日、支給日などの還付処理されたことに関する明確な記載は無いことから、申立人が納付した国民年金保険料相当額が還付された事実は認められず、長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えるのが相当である。

申立期間について、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月

国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、婦人会で当番を決めて集金していた。申立期間当時は婦会の役員が国民年金保険料や水道料金なども集金していた。

国民年金保険料は、集金簿のような帳簿で戸別に集金し、当番の人が印を押していた。毎月必ず納めていたので、1か月だけ納めていないはずは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、制度発足当初から国民年金に任意加入し、申立期間の1か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が、納付組織を通じて国民年金保険料を納付していたと申し立てているとおり、当該地区では婦人会による納付組織が存在し、集金担当者が毎月保険料の集金をしていたことが確認できる。

さらに、申立期間後の各月が納付済みとされており、仮に当該月に保険料が納付されていなかったとしても次月以降に保険料を納付することが可能であるにもかかわらず、当該月を未納のままとしたと考えることは不自然である。

加えて、当該町が保管している昭和42年度の国民年金保険料収納一覧表(一葉に17人の納付対象者名が記載され、月ごとに集金担当者が押印し、各人の納付状況が確認できる名簿となっているもの)によれば、申立人の12月の欄には集金担当者印を押印した後、「×」で消去している形跡が見られるが、申立人の欄の直近上欄に氏名のみが記載され、当該年度を通じて納付組織による集金が行われていなかった者が見られ、この者の各月欄に2か所誤って押印し「×」で消去した跡が見られること、ほかの15人については全期間押印され

ており、申立人と同様に押印後消去している例は見られないことなどから、申立人の12月の欄については未徴収者の欄に押印したものと誤認して消去した可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和63年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月28日から同年5月1日まで

昭和62年7月1日から63年4月30日まで株式会社Aに勤務し、厚生年金保険料も10か月分控除されているが、社会保険庁の記録では被保険者期間が9か月しかない。会社の事務担当者が退職日の届出を誤ったものと思われる。厚生年金保険料の控除を証明できる給与明細書があるので、申立期間は厚生年金保険被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元社長の供述、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書、申立人の申立期間当時の日記、昭和63年の源泉徴収票、及び雇用保険の記録から、申立人は、同社において昭和62年7月1日から63年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年4月分の給与明細書に記載されている保険料控除額及び社会保険庁の管理する株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失時のオンライン記録から32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和50年2月20日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から同年6月まで

厚生年金保険の期間照会を行ったところ、A株式会社で勤務していた申立期間について同保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

しかし、申立期間に係る給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA株式会社に昭和50年2月20日から同年6月30日まで継続して勤務し、同年2月から同年6月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載された支給総額及び厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成14年5月1日に適用事業所に該当しなくなっている上、元代表取締役の協力が得られず、他の元役員の居所が不明であることから、保険料を納付したか否かについては不明であるが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に事業主か

ら申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得、喪失に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年2月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会B局における資格取得日に係る記録を昭和28年8月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月27日から同年9月20日まで

A協会に在籍していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間について未加入となっている旨の回答をもらったが、納得がいかない。

私は、昭和28年7月にA協会に採用され、東京での研修を終了後、同年8月ごろ同協会B局に異動し、申立期間においても継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A協会から提出された申立人の在籍期間証明書、同協会が管理する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において同協会B局に継続して勤務(昭和28年8月27日にA協会から同協会B局に異動。)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人の昭和28年9月のA協会B局の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年ごろから 22 年 4 月ごろまで

太平洋戦争による戦時体制となったころ、知人の紹介でA保険株式会社において勤務するようになり、その後、同社がB保険株式会社（現在は、C保険株式会社。以下同じ。）と合併した後の昭和 22 年 4 月ごろまで勤務していたのに、社会保険事務所から両社での厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらったので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C保険株式会社年金相談センターから提出のあった昭和 16 年 12 月 31 日現在のA保険株式会社の「職員名簿」、21 年 10 月 1 日現在及び 22 年 10 月 1 日現在のB保険株式会社の「職員名簿」並びに申立人と同様に同職員名簿に記載のある同僚の供述から、申立人は、少なくとも 16 年 12 月 31 日から 22 年 10 月 1 日までの期間について、申立てに係る事業所で勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所が保管するB保険株式会社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同支店は昭和 22 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる上、同日付けで同支店において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 23 人のうち、オンライン記録が確認できた 13 人について、同日以前の厚生年金保険の加入状況を同社の同年 10 月 1 日現在の「職員名簿」及び社会保険庁が管理する記録により確認したところ、11 人は同年 11 月 1 日に同社D支店において初めて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、残りの2人は、女子が厚生年金保険被保険者として保険料徴収対象となった昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、このうち、同社D支店勤務者で唯一供述を得られた1人は、「昭和19年ころには、E株式会社で働いていた。」と供述していることから、A保険株式会社及びB保険株式会社以外の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得したものと推認できる。また、22年10月1日現在のB保険株式会社D支店の「職員名簿」に同社D支店次長として氏名の記載がある他の1人は、19年10月末日現在の同社の「職員名簿」において、同社F支店G支部に氏名が確認できるところ、社会保険事務所が保管する同社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「厚生年金保険の記号番号」欄にH県内の社会保険事務所が管轄する事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを示す「H」が記載されている上、C保険株式会社年金相談センター担当者が「当時、G支部はF支店の管轄であった。」と供述していることから、同社G支部勤務中に同社F支店において、厚生年金保険被保険者の資格を取得したと推認できる。

さらに、C保険株式会社年金相談センターは、申立期間当時において、申立人と同様の経歴（A保険株式会社からI保険株式会社を経てB保険株式会社まで勤務）を有するJ氏及び申立期間当時B保険株式会社で勤務していたK氏の厚生年金保険の被保険者記録から、申立人も厚生年金保険被保険者であったものと推認しているが、当該両氏は、同センターから提出のあった「職員名簿」において、一貫して本社又はL支店で勤務していたことが確認できる。

加えて、C保険株式会社年金相談センターの担当者は「A保険株式会社と合併し、社名がI保険株式会社から『B保険株式会社』になった昭和21年5月当時、D支店は独立店舗となっているが、L支店又はF支店の傘下にあっただと思われることから、D支店勤務者については両支店のいずれかにおいて適用されている可能性がある。」と供述しているが、社会保険事務所が保管する両支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、氏名が確認できたのは、22年10月1日現在のB保険株式会社の「職員名簿」において、同社D支店支店長及び同次長として名前の記載がある同僚のみであり、申立人及び同年11月1日に同社D支店で厚生年金保険被保険者資格を取得している他の同僚の氏名は確認できない。

また、昭和22年10月1日現在のB保険株式会社の「職員名簿」において、申立人とともに氏名の記載があり、唯一供述を得られた同僚は、「私は『I』と呼ばれていたころの昭和21年1月から同社で勤務していたが、B保険株式会社での厚生年金保険の加入記録は22年11月1日からである。」と供述しており、他の同僚は、既に死亡、連絡先不明であることから、申立期

間当時の厚生年金保険の適用状況や同保険料の控除についての供述を得ることができない上、申立期間当時にB保険株式会社本店、同社L支店及び同社F支店において勤務していた同僚のうち供述を得られた3人は、いずれも同社D支店における厚生年金保険適用状況についての記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 8 月 1 日から 28 年 8 月 1 日まで
② 昭和 28 年 10 月 1 日から 29 年 7 月 28 日まで
③ 昭和 30 年 5 月 30 日から同年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得ができない。

私は、申立期間①及び②についてはAモータース、また、申立期間③については株式会社B商店で勤務しており、いずれも、給与から社会保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管するAモータースの健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時氏名が確認できる同僚 10 人のうち、連絡が取れた 2 人は、それぞれ、「私は、17 歳のとき（昭和 26 年）に同事業所に採用されたが、申立人が採用されたのは、その 2、3 年後であった。」、「私は、昭和 27 年夏ごろ同事業所に採用されたが、申立人が採用されたのは、その 1 年から 1 年半後であった。」と供述しており、申立人が申立期間①当時、同事業所に勤務していたことを確認できる供述が得られない。

また、申立期間②については、申立人は、口頭意見陳述において、申立期間②当時、Aモータースに勤務していた同僚のうちの一人について、「私が当該事業所を辞めるとき（昭和 29 年 7 月 28 日）も勤務していた。」と主張しているが、当該同僚は、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、28 年 11 月 1 日に厚生

年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人の申立期間②に関する記憶に時間的な齟齬^{そご}があると考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、Aモータースは既に適用事業所に該当しなくなっている上、同事業所の事業主は死亡していることから、申立期間①及び②について、申立内容を確認できる関連資料、供述が得られず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、社会保険事務所が保管するAモータースの健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①及びその直後の期間並びに申立期間②及びその直後の期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間①及び②について、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間③については、社会保険事務所が保管する株式会社B商店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③当時氏名が確認できる同僚 14 人のうち、連絡の取れた 3 人に確認したところ、同社に昭和 30 年春ごろ入社している 2 人は、それぞれ、「私の入社当時、申立人が先輩で居り、1 年か 2 年、一緒に整備の仕事をした。」、「同社で修理の仕事をしてしたが、申立人の氏名は記憶に無い。」と相反する供述をしており、また、30 年 8 月に入社している 1 人は「事務の仕事をしてしたが、私が入社したときには申立人は居なかった。」と供述しており、申立期間③において、申立人が同社で勤務していたことを必ずしも推認することはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、株式会社B商店は既に適用事業所に該当しなくなっている上、同社の事業主は死亡していることから、申立期間③について、申立内容を確認できる関連資料、供述が得られず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社B商店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③及びその直前の期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各々の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月から平成 5 年 9 月 9 日まで
② 平成 6 年 6 月から 8 年 7 月まで

昭和 63 年 1 月から平成 5 年 9 月 9 日までの期間及び 6 年 6 月から 8 年 7 月までの期間の年金記録について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間当時は、A造船株式会社で勤務しており、保険料控除が確認できる給与支払報告書及び雇用保険受給資格者証があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立期間①のうち平成 3 年 9 月 6 日から 5 年 9 月 9 日までの期間及び申立期間②のうち 6 年 8 月 26 日から 8 年 7 月 2 日までの期間において、申立人が A 造船株式会社で継続して勤務していたことが確認できるが、これら以外の期間については、申立人の勤務の実態は確認できない。

また、申立人から提出された「給与支払報告書」は、給与を支払う者が市区町村に提出すべき書類であることから、申立人が所持していることは不自然である上、様式から平成 7 年の年末調整向けに配布された様式であることはうかがえるものの、本来、給与の支払を受ける者に対して交付される「源泉徴収票」ではないことから、当該報告書の作成時期及び時点が確認できない。

さらに、当該報告書が平成 7 年の年末調整時に作成されたものと仮定して、申立人の供述及び当該報告書の記載金額を参考に、所得控除されるべき健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の年間総額を、7 年当時の算定方法

を用いて試算したところ、当該報告書の「社会保険料等の金額」の欄に記された金額34万3,685円とは著しく乖離^{かいり}することから、当該報告書については、申立人が申立期間当時、当該事業所の厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できる資料とは認められない。

加えて、申立人の妻の供述どおり、申立人が、両申立期間当時、国民健康保険に加入していたことが、B市が保管する国民健康保険の加入記録で確認できること、また、社会保険庁が管理するオンライン記録では国民年金に加入している上、申立期間①当時、申立人には国民年金の保険料納付が免除されている期間があり、「生活が苦しかった」とする申立人の妻の供述どおりの事情がうかがえることから、申立期間①において申立人が当該事業所の厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

同様に申立期間②についても、申立人の主張どおり、申立人が当該事業所の厚生年金保険被保険者であったとすれば国民年金に加入する必要は無いはずであるが、申立人の妻の供述どおり、申立人が国民年金に加入し保険料を納付していたことが社会保険庁の記録で確認できることから、申立人が当該事業所の厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 14 日から 41 年 12 月 31 日まで

社会保険事務所で申立期間に係る厚生年金保険の加入記録について照会したところ、当該期間については、脱退手当金を支給決定済みであるとの回答を受けた。母から老後のために年金は大事にするようにと聞かされ、老後に備えるものと意識していたので、脱退手当金を請求した覚えが無く、会社が勝手に請求手続をしたとしか考えられない。脱退手当金が支給決定されていることに納得できないので、調査の上、申立期間について老齢厚生年金が受給できるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、社会保険庁が管理するオンライン記録によると、株式会社A鉄工所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年3月24日に支給決定されていること、また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、36年から42年までに厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性被保険者で、脱退手当金の支給要件を満たす5人中、申立人を含む3人について、社会保険庁が管理するオンライン記録により、脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、脱退手当金の支給決定を意味する「脱」表示が見られる上、申立人を含む2人は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内に支給決定が行われていることを合わせて判断すると、事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に「脱」表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金の支給決定額に計算上の誤りは無く、

一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月5日から28年5月31日まで

申立期間の年金記録について、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間当時は、A農産加工農業協同組合で運転手として勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A農産加工農業協同組合で申立人と一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から、申立人は、前任の運転手が辞めた後に当該事業所の運転手として勤務していたことが推認でき、当該運転手は、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和27年9月15日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は申立期間の一部において当該事業所に勤務していたことはいかざるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和27年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しており、同日以降28年5月31日までの期間において、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、同名簿の健康保険の被保険者番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

さらに、同僚の一人は、「申立期間当時、申立人が臨時の従業員であることを当該事業所で勤務していた他の者から聞いており、臨時の従業員については保険を掛けていないと思う。」と供述している。

加えて、法人登記簿謄本によれば、当該事業所は昭和53年12月11日付け

で解散している上、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、申立期間当時の事情は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間における脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 7 日から 37 年 3 月 9 日まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで

平成 16 年に年金裁定請求を行った際、厚生年金保険の被保険者期間の一部が老齢厚生年金に算入されていないことが分かったが、疑問を抱きつつそのままにしていた。その後、年金問題が騒がれたので、改めて社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しており、年金額の計算に算入されないと回答があった。

しかし、私は、書類を作成するのが苦手なタイプで、失業給付さえ請求していないから、脱退手当金は請求しておらず、受給した覚えも無いので、脱退手当金を受給したことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給決定を意味する「脱A」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給決定額に計算上の誤りは無く、支給対象最終事業所のB林業における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年9月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 11 月 6 日から 17 年 3 月 18 日まで
② 平成 17 年 5 月 2 日から 19 年 9 月 6 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間について加入の事実が無いとのことであったが、納得できない。

申立期間①については、株式会社Aを退社した翌日の平成 13 年 11 月 6 日から、高等裁判所の判決のあった 17 年 3 月 18 日までの間であり、この間、私は、同社において勤務していないが、この判決により、同社に対して逸失利益の損害賠償が認められており、その中には、厚生年金保険料も含まれていることから、同社の社員として厚生年金保険に加入していたと考えている。

申立期間②については、私が株式会社B産業に入社した平成 17 年 5 月 2 日から、地方裁判所の和解調書により、同社との間で合意した任意退職日である 19 年 9 月 6 日までの間である。この間、私は同社の社員として勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人及び同時期に勤務していた同僚は、申立人が株式会社Aを退社(平成 13 年 11 月 5 日)した後、出社していないことを供述しており、申立人が同社を退社した後の期間であることが確認できる。なお、同社は、平成 14 年 11 月 30 日で健康保険・厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の資料等も存在せず、かつ事業主及び関係者も居所が不明であり、供述を得られない。

また、社会保険庁が管理するオンライン記録においても、申立人は、平成 13 年 11 月 6 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失して

いることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録においても申立人の離職日が平成 13 年 11 月 5 日となっている。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、株式会社B産業から提出された出勤簿及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、同社が、社会保険事務所に平成 17 年 7 月 29 日付けで申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届（取り消し）を提出したため、申立人は、同年 5 月 2 日にさかのぼって被保険者資格を取り消されている上、同年 5 月から 18 年 3 月までの給与明細書により、申立人が同社に入社した同年 5 月及び同年 6 月の給与から控除されていた厚生年金保険料が同年 7 月の給与で還付調整され、それ以後、保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を各々の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月 30 日から 47 年 6 月 1 日まで
② 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 7 月 2 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、両申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答があった。しかし、私は、昭和 46 年 4 月 1 日に A 運輸有限会社に入社し、59 年 4 月 18 日に同社を退職するまで継続して勤務しており、両申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 運輸有限会社での申立人に係る雇用保険の被保険者記録は、昭和 46 年 7 月 8 日から 47 年 9 月 30 日までと、同年 11 月 1 日から 59 年 4 月 5 日までとなっている。

しかし、申立人は、申立期間当時同社に勤務しておらず、雇用保険については誤った届出を行ったとの同社の事業主の供述及び申立期間当時、同社に勤務していた同僚の供述から、申立人が両申立期間において当該事業所に勤務していた事実は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する A 運輸有限会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の両申立期間に係る記録は確認できず、一方、同原票において、健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、同原票によると、申立人は、申立期間①については、昭和 46 年 5 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、また、申立期間②については、47 年 10 月 1 日に同資格を喪失し、それぞれ 46 年 6 月 19 日と 47 年 10 月 14 日に健康保険証を返納したことが確認できる。

なお、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳から、申立人は、申立期間①を通じて国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立期間②についても、当該期間を通じて国民年金に加入し国民年金保険料を納付もしくは免除申請していることが確認できる。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。